

中世の高野山参詣と地域権力—伊予における展開—

Visits to Kōyasan during the Medieval Period and Regional Society: Developments in Iyo

川 岡 勉
Kawaoka Tsutomu

The temple of Jōzōin at Odawaradani in the Kōyasan temple complex was deeply connected with the Kōno family and the feudal lords of Iyo province during the Warring States period (mid-15th to early 17th centuries). From documents kept at Jōzōin it is possible to obtain various kinds of information related to the power of temples and shrines and to regional authority during the Warring States period, such as visits of people from Iyo to Kōyasan, exchanges of letters and gifts between feudal lords and Jozoin, visits of priests from Kōyasan to Iyo, involvement in political and social affairs both inside and outside Iyo province, and the development of the Seto Inland Sea naval fleet and overland transportation in Shikoku.

In 1544, Kōno Michinao, on paying a visit to Kōyasan, left a document stating that from then on Jōzōin would be the official accommodation of visitors to Kōyasan from Iyo and promised that any who ignored this requirement and stayed in some other place would be strictly punished. At that time, Michinao had been expelled from Iyo as a result of military conflict, and his visit to Kōyasan was an attempt to make peace with his retainers, enabling him to return to Iyo, and thus it was undertaken for extremely political reasons.

After that, the Kōno family strove to maintain and strengthen their control of the province using Jōzōin as an axis, and with that underlying connotation the relationship of the feudal lords and Jōzōin was formed. Visits to Kōyasan from Iyo were shaped by the control exerted by the ruling Kōno family, and the system of visitation that developed corresponded to the order of regional authority during the Warring States period. Visits to Kōyasan flourished at the same time that the Shikoku Pilgrimage was becoming popularized, but the mechanisms of the two pilgrimages are thought to have had a number of differences.

は じ め に

高野山奥の院は、中世末～近世の諸大名・領主たちを供養する石塔が数多く立ち並んでいることで知られる。その中には、伊予河野氏の最後の当主であった河野牛福通直とその母親の五輪塔も含まれている。しかし、こうした石塔が立てられるに至る事情や社会背景などは、不明な部分が多い。中世の高野山については、寺院組織の構成や膝下荘園の経営などに関する分厚い研究が積み重ねられてきたのに対し、戦国期の高野山と地域権力・地域社会の関係については、まだ十分に研究が進んでいない状況にある。

高野山と伊予の地域権力の関係を探る上では、高野山上蔵院文書が重要な手がかりとなる。高野山小田原谷にあった上蔵院は、伊予国守護河野氏が高野山に登山する時の宿坊と定めた寺院であり、戦国期には河野氏や伊予国内の領主と強い結びつきを有していた。しかし、上蔵院は明治21年（1888）の大火により焼失し、上蔵院伝来の古文書についても原文書が所在不明となって長らく研究は停滞を余儀なくされてきた。しかし近年に至り、上蔵院が所蔵していた史料の一部が、近くの金剛三昧院に残されていることが判明し、上蔵院文書を正面から分析・検討する条件が整うことになった。

一昨年（2007）8月、川岡勉・西尾和美・定成隆・田坂泰之の4名は金剛三昧院の経蔵に収められている上蔵院伝来の史料の調査を行ない、古文書・過去帳・画像などを実見する機会を得た。この調査を通じて得

られた知見をもとに、戦国期伊予の地域権力・地域社会と高野山がどのような関係に結ばれていたかを具体的に明らかにし、あわせて、高野山参詣と四国遍路との関わりについても言及してみたい。

1. 高野山上蔵院文書の概要

上蔵院文書については、明治・大正・昭和戦前期に東京帝国大学史料編纂所や伊予史談会が調査を行なっており、とくに伊予史談会には多くの影写本が残されている。戦後、愛媛県史編さん委員会編『愛媛県史資料編 古代・中世』（1983年、以下『県史』と略称する）は、伊予史談会文庫の影写本を中心に四十三通の中世文書を翻刻・活字化した。その後、愛媛県教育委員会が実施した「しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査（古文書部門）」において、130通余りの上蔵院文書が金剛三昧院に現存していることが判明し、伊予国海賊衆村上氏に関連する文書29通の写真・翻刻が『しまなみ水軍浪漫のみち文化財調査報告書—古文書編一』（2002年）に掲載された。さらに、愛媛県歴史文化博物館『研究紀要』11～13号（2006～2008年）に、土居聰朋・山内治朋「資料紹介 高野山上蔵院文書について（上）（中）（下）」が掲載され、『しまなみ報告書』未掲載の古文書（106通）と「弾正少弼通直家頼記」「河野家御過去帳」「豫州河野系図」の写真・翻刻が収録された。これにより、上蔵院文書の全貌がほぼ明らかになったと言ってよからう。

『しまなみ報告書』及び『研究紀要』に掲載された135通の古文書は、いずれも巻物に仕立てられており、甲～戊の5巻（甲39通・乙29通・丙23通・丁19通・戊6通）、白木の文箱に収められた第一巻（5通）・第二巻（3通）、新出の巻子（11通）から成る。上蔵院文書からは、伊予国内の人々の高野山への参詣、大名・領主と上蔵院との音信や贈物の交換、高野山僧侶たちの伊予下向、伊予国内外の政治社会情勢との関わり、瀬戸内海水運や四国の陸上交通の展開など、戦国期の寺社勢力と地域権力との関わりを示す様々な情報を読み取ることができる。

2. 河野氏と上蔵院の師檀関係の成立

石野弥栄「伊予河野氏とその被官の高野山参詣について—高野山上蔵院との檀縁関係を中心にして—」（愛媛県歴史文化博物館『研究紀要』7号、2002年）は、高野山上蔵院文書を初めて正面から分析した専論である。その中で石野氏は、①応仁の乱前後の頃には河野氏による上蔵院を宿坊とした参詣や信仰が生じていたこと、②特に戦国末期における河野氏三代の頃に上蔵院との関係が最も密接であったことを指摘している。応仁の乱前後とされたのは、応仁の乱で西軍として活動し、文明14年（1482）に死去した河野通春の書状が2通残されているからである（新出巻子1・2）。しかし、乙9の史料（年次8月30日付通圓・光熙連署状）は、通春書状よりも古い時期に出された可能性がある。この連署状の差出人の一人である光熙は、年次4月8日付の河野氏奉行人連署奉書（仙遊寺文書／『県史』1231）に署判する目見田三河守光熙と花押が一致することから、同一人物であることが判明する。同じ仙遊寺文書には、河野持通（通久）が寄進状の遵行を目見田彦七に命じた文書（『県史』1230）も残されており、目見田氏が河野氏の被官であったことは確実である。

乙9の史料からは河野氏の当主が在京していたことがうかがわれ、通圓・光熙の両人もこれに従って京都にいたと考えられる。ところが、「国忿劇」により伊予から要脚が上納されなくなり、在京費用にも事欠く状況に陥った河野氏は、上蔵院より1万疋を借用して急場をしのごうとしたのである。当時、1万疋=100貫文と言えばかなりの大金であり、河野氏側はこれを必ず返還することを上蔵院に約束している。乙9の史料は残念ながら年次であるため時期を確定することはできないが、守護在京の原則が機能していた室町期のものであったのではないだろうか。

永享3年（1431）4月16日に將軍足利義教が高野山参詣始を行なっているが、この時23人の大名が供奉していたという（『南方紀伝』）。その中に、在京していた河野通久が含まれていた可能性は高い。同年8月、室町殿御所移転に際して守護出銭の提供を求められたのは22人の大名であったが、通久も200貫の上納を命じられているのである。伊予では前年の永享2年以来「国中錯乱」という事態が生じていた（『県史』1234）。乙9の史料に見える「国忿劇」とはこの事態を指すのかもしれない。いずれにしても、河野氏と上藏院は、戦国期になっていきなり関係が生じたわけではない。むしろ、河野氏と高野山の関係は、將軍家による高野山参詣に伴って生じた可能性がある。室町期における在京活動が両者を結びつけたとみるべきであろう。

高野山は古代末期から納骨の靈場として知られ、天皇・上皇・女院や將軍家の遺骨・遺髪が納められてきた。永享3年の將軍義教の高野山参詣もそれを踏まえて行われたものである。ところが、その10年後、嘉吉の乱で義教が暗殺されると、室町幕府一守護体制は動搖・変質し、幕府の全国支配が後退して守護を中心とする地域権力が自立性を高めていく。こうした中で、高野山は諸国の地域権力と結びつきを深めていったと考えられる。戦国期には高野山が諸国の地域権力に積極的に接近し、地域権力を師檀関係に組織する動きが展開し、諸国の大名・領主を供養する石塔が奥の院に多数建造されるようになるのである。

上藏院文書に残る2通の河野通春書状（新出卷子1・2）のうち、前者は巻数を、後者は不動仏を贈られたことに対する礼状であり、比較的早い時期の河野氏と上藏院の関係を示す文書と言えよう。但し、上藏院と河野氏は宗教的な理由からだけで結びついていたわけではない。乙9の史料では、河野氏の在京活動が上藏院の経済的な支援をうけて維持されているのがうかがわれたが、16世紀に入ると両者はさらに様々な形で結びつきを深め、一層緊密な関係を築き上げていくことになる。

3. 河野氏による宿坊証文

15世紀の河野通春書状（新出卷子1・2）や16世紀初めの河野刑部大輔通宣書状（新出卷子3）からは、上藏院との関係が河野氏当主による個人的な檀越関係によるものであったとみられるのに対して、通宣の子息弾正少弼通直の代になると質的な変化が認められる。天文13年（1544）4月14日、通直は今後伊予からの参詣者は上藏院を宿坊とすることを定め、これに背いて他坊へ申し合わせる族は國において堅く罪科に処す旨を記した宿坊証文を上藏院に与えたのである。

従来、この宿坊証文を記した卷物（第二巻）については、写であるとする見方が石野弥栄氏によって示されてきた。しかし、定成隆氏はこれを正文とみなし、通直は奉加帳形式の豪華な巻物に宿坊証文を書き記し、以後に高野山に登山し上藏院を宿坊とする者に署名・加判させるつもりであったと推測している（「上藏院文書の古文書学的考察」『高野山上藏院文書の研究』2009年）。天文16年（1547）7月の得居通栄、永禄8年（1565）4月の平岡通資、天正16年（1588）4月の河野牛福通直の母とその家臣団、同年7月の土居通周と、伊予の地域権力を代表する者たちが高野山に登山するたびにこの巻物に署名・加判していくのである。

天文13年の河野弾正少弼通直の高野登山については、西尾和美氏の論稿「天文伊予の乱再考」（『四国中世史研究』9号、2007年）によって、天文10～11年頃に起きた天文伊予の乱と関連づけて捉える視点が示された。湯築城から追放された通直が、新当主晴通の死という新たな状況の中で、湯築城に帰還を果たす前に高野山で晴通の追善供養を行ない、晴通方家臣と和解し、家督復帰の承認を得たとするのが氏の見解である。これに対して、通直の登山は伊予帰国・湯築帰城という祈願成就のためとみるのが定成氏の見解である（「上藏院文書の古文書学的考察」）。いずれにしても、通直の高野登山は極めて政治的な意味合いをもつものであったと考えられる。

さて、天文13年の宿坊証文の冒頭には「以代々申談旨、今度我等登山之砌茂当院仁宿坊候」とあり、河野氏は以前からの師檀関係に基づいて上藏院を宿坊としたことが分かる。ところが、この宿坊証文において「従与州重於当山参詣之輩者、可為当院家宿坊者也」と定められたことにより、今後伊予から参詣する者は総て上藏院を宿坊とする規定が適用されるようになる。これに背いて他坊に宿泊した者は国元で厳しく処罰されるという。上藏院と伊予との関係は河野氏当主との師檀関係にとどまらず、伊予一国の人々を対象とする関係へと転換したのである。

この点を、石野弥栄氏は「本来、各領主が参詣の際、慣習的に独自に行っていいた宿坊選定のあり方を改め、分国(領国)を統治する守護の立場から河野氏が強制を計ったもの」と説明している。それは高野山側の経済的要請（国内領主たちを檀那とすることによる恒常的・安定的な財源確保）に応えるとともに、領国支配機構を整備して諸勢力への統制強化をはかる政治的意図に起因したとされる。こうして、河野氏の支配領域や影響力の及ぶ地域の領主のほとんどは上藏院を宿坊として高野山に参詣する仕組みができあがったと理解するのである。

河野氏が国内の人々に上藏院宿泊を強制したのは、石野氏の言うように、守護としての立場からとみてよかろう。これに背いた者を国において処罰すると宣言できたのは、河野氏が守護として国成敗権を掌握していたためである。伊予の領主たちは、この定めに従って上藏院との関係を深めていくことになるが、東伊予2郡（宇摩郡・新居郡）の領主の姿は上藏院文書の中に見えない。これは、両郡が細川氏の分郡であり、河野氏の守護権が及ばない地域であったことに対応している。

但し、石野氏の見解には、戦国期伊予の高野山参詣について、各領主による自立的な展開と守護河野氏による統制強化の対抗関係として読み解く理解が含まれているように見受けられる。石野氏はこの宿坊証文が出される以前には各領主が慣習的に独自に宿坊を選定していたとするが、河野氏による宿泊強制以前に伊予国人と高野山の関係が広く展開していたかどうかは疑問である。

伊予国内の領主の発給文書をみると、「高野山上藏院当国御代々御師檀候哉」（乙3）、「當國師旦之儀、從先年被仰談」（一巻4）とあるように、上藏院は伊予国と師檀関係にあると把握されている。「當國之事、河野御檀那ニ付候て、此方之儀をも蒙仰候、國ナミの義共候」（甲27）のように、守護河野氏が上藏院の檀那であることから各領主にも上藏院との関係が「国並」に適用されるとする認識が示されているものもある。河野氏による国レベルの師檀関係の形成が契機になって、国内領主と上藏院との関係が生じていくのである。高野山の側からすれば、守護である河野氏のもつ国成敗権を梃子に国内領主層の檀越への組織化が可能になったとみることができる。

黒川通堯は「當國師旦之儀」を踏まえ「我等少領分」においても上藏院を宿坊に定め他宿を制止することを約束し（一巻4）、その子通博も、「拝領中」の者が他坊へ通じた場合には国元で処罰する旨を誓約している（一巻2）。平岡通資の場合も、「拙者忤字中」から参詣する者は上藏院を宿坊とし、他坊を選んだ者は国元で処罰するとしている（二巻2）。河野氏による国レベルの宿坊証文を前提として、各領主は「領中」「字中」を対象とする同様の宿坊証文を上藏院に与えているのであり、師檀関係において守護権（国成敗権）と領主権の重層構造が存在していたことが読み取れよう。天文13年、奉加帳形式の豪華な巻物に宿坊証文を書き記し、伊予からの高野登山者に上藏院を宿坊とするシステムを受け入れさせようとした河野通直のねらいは、見事に実現しているのである。

以上のあり方を考えると、戦国期伊予の領主による自立的な高野山参詣に対して河野氏が統制を図ったとする見方は妥当ではあるまい。むしろ、守護河野氏が上藏院との関係を緊密化させていく中で各領主の高野山参詣が広く行われるようになったのではないだろうか。河野氏は上藏院との関係を軸に国成敗権の存続・強化を図り、それに包摂される形で領主層の師檀関係が成立していくと考えられる。この点は、天文伊予の

乱の歴史的評価と関わってくることになるが、弾正少弼通直の家督復帰後、大内氏に対する緊張関係を背景として、河野氏権力のもとに領主層が結集していったとみることができる。通直が上蔵院に与えた宿坊証文を各領主が受け入れるようになるのは、天文伊予の乱後、守護河野氏の国成敗権を中心として国内の領主層が権力的に結集する体制の確立を反映しているように思われるのである。

但し、石野氏は南伊予2郡内の領主の一部が上蔵院以外の宿坊と結びついて高野山に参詣していた形跡があることを指摘しており、南伊予の領主の中には上蔵院を宿坊とする者とそうでない者が混在していたようである。これは土佐一条氏の南伊予への勢力拡大と関連があると考えられ、高野山の窪之坊と師檀関係を結んでいた一条氏が南伊予に影響力を強める中で、永禄期には宇和郡衆も窪之坊の師檀関係に組織されていくことをうかがわせる。これは河野氏の国成敗権の実効性が、現実の政治的・軍事的状況に左右されていたことを示していよう。戦国期における寺社参詣のあり方は、守護を中心とする戦国期の地域権力秩序の実情に規定されていたのである。

4. 上蔵院主・代僧・使僧の伊予下向

天文13年（1544）4月に高野山に登山して上蔵院に宿坊証文を与えた河野通直は、伊予に帰国して7月14日に湯築入城を果たした。翌8月2日に通直が上蔵院に送った書状には、「定当秋者九州御下向候する哉、然者從爰元程近候条、先當國御下着奉待候」と述べ、九州下向を予定している院主にまず伊予に立ち寄るよう求めている。「必理修院御下向候而、田舎之躰被懸御目、御遊山候様御同道候者本望候」とあるように、上蔵院主に理修院を同道させて伊予に招き、国内の様子を見物させようとしたのである。院主は通直の招きに応じて伊予に下ったようで、同じ年の閏11月28日付の松末通保書状に、「御下向千萬目出度候、就遠所罷居候、道後表へ御逗留之折節不申入候事、萬端失面目候」と書かれている（丁7）。通保は堺にいたため、伊予に下向し道後表に逗留していた院主に会えなかった非礼を詫びたのである。

このように、伊予では、通直が高野登山を行なって上蔵院に宿坊証文を与えた天文13年が、高野山と地域権力との関係が緊密化する重要な画期になった。以後、上蔵院主の伊予下向はかなり頻繁に行なわれたらしく、「去年者長々御在国候て、御辛勞之至不及申候、當秋中可有御下向之由之条、必奉待候」（甲5）、「去年者無事ニ御上洛目出度存候、…必々當秋御下向之刻、乍恐以面上可申達候」（甲11）、「急度御上國候由承及候、…來年御下向可奉待候」（甲19）など、連年のように下向していたことをうかがわせる書状が残されている。

そうなると、上蔵院主は伊予国内に活動の拠点を確保していたことが予想される。前述した天文13年閏11月28日付の松末通保書状には、院主の逗留先が「道後表」（丁7）と表現されていたが、年次12月9日付の黒川通堯書状には「道後御寺家當住預御見舞、誠歡悅之至候」と記されている（乙5）。「道後御寺家」とは道後にあった上蔵院配下の寺院かと思われ、黒川氏は当寺の住持から見舞を受けたことの礼を上蔵院に申し述べているのである。この「道後御寺家」が、どこの寺であるかは定かでないが、上蔵院文書には上蔵院と関わりがあった伊予国内の寺院をいくつか見出すことができる。

金剛三昧院に伝来した上蔵院文書135通は上蔵院に宛てたものがほとんどであるが、その中に高音寺宛の文書が2通含まれている。高音寺は、和気郡に現存する真言宗寺院で、『河野家譜 築山本』によれば永正3年（1506）7月23日に河野氏惣領家の刑部大輔通宣と予州家の通篤が和睦の対面を行なった場所だとされる。高音寺と高野山の関係はこれまで知られていなかったが、東京大学史料編纂所に残る上蔵院文書の影写本からは、河野弾正少弼通直が高音寺を上蔵院に寄進したこと、天文21年（1552）10月18日に通直が当寺に禁制を与えていたことが判明する。天文13年の宿坊証文以後、結びつきを深めた河野氏が上蔵院に差し出し

たのが高音寺であった。高音寺が伊予における院主の活動拠点であったことは間違いない。

また、年次12月18日付の淨信寺新助書状は新助が上藏院に送ったものであるが、封紙ウハ書には「与州荷中 淨信寺新助」と記されている（丙8）。新助は「今度者永々致住山、諸事以御扶助遂望候之段、生々世々難忘存候、雖然御結縁之故、互奉仰 仏力候」と述べており、彼は長らく高野山に住んで上藏院主から扶助を受けていたことが知られる。淨信寺の所在地は明らかにできないが、伊予府中（今治周辺）において上藏院と関わりの深い寺院であったと考えられる。

寺院名は不明ながら、久米郡周辺にも上藏院の拠点となる寺院が存在していた可能性がある。年次正月12日付の村上吉任書状は、和田氏の反乱記事が見えるので天文24年のものと思われるが、「御寺家之事、境目之儀候間、可為御心遣候、御在国之事候間、此節郡中百姓御手二被付候て、無相違於御入魂、乍恐肝要存候」と書かれている（甲12）。伊予在国中であった上藏院主が、郡中の百姓が反乱に与同するのを防ぐよう要請をうけたものとみられ、境目にある「御寺家」とは院主の拠っていた寺院を指すのであろう。同年と考えられる正月16日付の来島通康書状には、「其元百姓中之儀、世上色々申乱候、更々珎敷事有間敷候へ共、諸方へ之覚にて候間、人質之事、黒川衆逗留之間、可相渡之由、申付候、貴僧可然様御意見干要候」とあり（丙12）、百姓たちの動搖が広がる中で人質を渡すように院主からも意見を加えることが求められている。

反乱を起こした和田氏は久米郡岩伽羅城主であるから、院主のいた寺院も久米郡周辺にあった可能性が高い。以上のように、上藏院の院主はいくつかの活動拠点を確保しながら高野山からたびたび伊予を来訪したのであるが、戦国期の伊予に下向した高野僧は上藏院主だけではない。上藏院文書からは、院主の「御代僧」と呼ばれる僧がしばしば遣されていたことが読み取れる。彼らは院主の意をうけて伊予に下り、来島・大野・壬生川・久貴田・平岡氏らに対面を遂げている。

高野山から下る僧たちを呼ぶ表現として、ほかに「名代」「使僧」などがある。年次3月29日付の角田衣休書状には「毎年御名代可被仰下候」とあり（甲30）、名代の下向は毎年のことだったようである。年次10月25日付の佐川信忠書状には「去年乗圓房為御名代御下向、目出度候」と記され（乙27）、ここでは乗圓房が名代を務めている。乗圓房は最も頻繁に伊予と高野山を往来した高野僧であり、「毎年如加例之、乗圓坊被成御下向」（丁16）、「乗圓永々御在国候」（甲25）などのように、彼の下向は毎年の恒例であり、長期間在国することもあったらしい。この他に、伊予に下った高野僧として名前が分かるのは、行順房・良俊房・成徳院・上徳院（徳御坊）・般若坊・淨春房・長泉・深鏡房・成福寺・行助・行乗房・理修院などである。行順房の場合は、土佐にも下っていたようで、土佐国佐貴濱宝珠院の隆尊書状の中に、彼の名前が出てくる（乙19）。

上藏院文書には、高野僧を「ひしり」（聖）と呼んだ史料も2通確認される。1通は、「我等も料足之少も此ひしりニ進度候へ共、家をもやかれかツへき迄なく、こやしたて之成にて候間、先者ミな々々文はかり言伝進候、口惜候」と書かれ、聖に渡す料足もないという無念の思いが吐露されている（甲31）。もう1通では、上藏院と領主の間の物品・代金のやりとりに「御ひしり」が介在していることが確認される（甲9）。彼らはいわゆる高野聖ということになろうが、高野山から下る僧たちの総てを指すのか、それとも一定の範囲の僧に限られる呼称なのか、上藏院文書からその判断を下すのは困難である。

5. 上藏院と地域権力の音信関係

上藏院文書には、伊予国内の領主たちが位牌や石塔造立の代金、日牌料、供養料、燈爐錢などを進上していったことが分かる書状が残されている。河野氏の重臣である平岡通資が上藏院に送った書状からは、通資が母親の日盃と石塔、及び自らの逆修の日盃のため、合計36貫を進上したことが読み取れる。領主たちは、故

人の冥福を祈り、自らの逆修を念じて高野山に金銭を納めたのである。

上蔵院文書には、伊予の領主たちが各種の物品調達を上蔵院に依頼した史料もある。年次5月11日付の来島通康書状は、銭200疋を送って精進椀1具の購入を依頼したもので、銭が余るようであれば油煙墨の購入を所望している（乙18）。年次5月29日付の来島通康書状では、盃3（大きな中椀程のもの上中下）や髪刺・茶器1・香箱大小3などの給付を求め、盃については「於此方申付候へ共、能もなく候条申候」と述べている（乙25）。通康は、伊予では得られない様々な物品の調達を上蔵院に依頼していたのである。畿内やその周辺で得られる商品が質の高いものであったことがうかがえよう。

この他、上蔵院と地域権力との間で、様々な贈答品のやり取りがなされていたことが分かる。上蔵院から諸国に贈られた物品としては、五明・扇・墨・筆・杉原・香箱・帯・織筋・木綿足袋・下緒・水引・弓・蝶・小刀・馬・厚板物・板物・芳茗・太鼓小鼓革・盃・樽・酒・青銅などがある。

これに対して、上蔵院に贈られたのは銅錢が多いが、他に黄金・銀子・刀・鎌・蘆・簾・樽・海藻・串柿・平釜・嶋織・綿綢・白布・太布・小布・布・布子などがある。串柿については「此国景物」とあり、各地の特産品が上蔵院に贈られたことが分かる。また、鎌を進上した2例のうち、平岡通賢が上蔵院に贈ったのは「国益之鎌」20と記されている（丁18）。国益は鎌倉～南北朝期に活躍した伊予の鍛冶であり、伊予国一宮である大山祇神社には「国益」銘の鎌をもつ征箭が1隻、「与州国益」銘の鎌をもつ中差箭が2隻伝えられている。平岡氏は、中世伊予を代表する鍛冶の製作した鎌を上蔵院に贈呈したのである。鎌を進上したもう一例は、河野弾正少弼通直が太鼓小鼓の革を拝領した代わりに鎌50を進上したものである（新出9）。一方、嶋織を贈った大友晴英（丙11）と吉岡宗歎（乙13）、綿綢を贈った大友晴英（丙13）、白布を進上した野上鎮弘（丙7）は、いずれも豊後大友氏の一族・家臣たちである。嶋織は縞模様に織り出された織物で、もとは南方から渡來したものとされる。天文16年（1547）、筑後の国人領主である田尻親種が豊後大友氏のもとに参上した時のことを記した「参府日記」によれば、大量の木綿・嶋織・嶋木綿が大友氏やその家臣に贈られている（永原慶二『新・木綿以前のこと』中央公論社、1990年）。大友氏のもとには中国や南海から伝來した貴重な物品が集積されており、その一部が上蔵院に進上されたものと思われる。

6. 河野氏の滅亡と上蔵院

天正13年（1585）、豊臣秀吉の派遣した大軍が四国に進攻し、伊予は小早川隆景に率いられた芸州勢に制圧された。河野氏最後の当主である牛福通直は、本拠地湯築城を小早川氏に開け渡して道後の町に蟄居した。この通直の母は小早川隆景の姪に当たり、幼い通直が当主について以来、事実上河野氏権力の中心にいて安芸と伊予を結びつけながら家を守ってきた女性である（西尾和美『戦国期の権力と婚姻』清文堂出版、2005年）。そのため、小早川氏が新国主となった後も、通直母子は道後にとどまることを許されたものと思われる。ところが、天正15年に秀吉は領地替えを行ない、小早川氏を九州に移した。この後、伊予には秀吉直属の家臣である福島正則が入部している。河野通直は小早川氏の本拠地である安芸竹原に移り住むが、まもなく死去しており、ここに伊予の大名河野氏の宗家は断絶してしまったのである。

翌天正16年、通直母は家臣を従えて高野山に参詣し、息子通直の菩提を弔う石塔を建立し、その隣には自らの墓を建てた。高野山奥の院には、今も河野母子五輪塔が現存している。天正16年4月27日付の河野通直母宿坊証文（二巻3）は、この時に作成されたものであり、通直母と13名の家臣が連署している。この文書については、定成隆氏の論稿（「上蔵院文書の古文書学的考察」『高野山上蔵院文書の研究』）で分析がなされており、13名の家臣一人一人に関しても詳細な考証が加えられている。

この宿坊証文には「与州之者共、上下代々宿坊不相紛事候之条、向後不相替可得御意候」と記されている

が、当時の通直母は伊予を離れて安芸竹原に移っており、家臣ともども竹原に居住していた。上蔵院文書に竹原から上蔵院に送られた書状が散見されるのは、そのためである。このことから、石野弥栄氏は、この宿坊証文は安芸竹原にいる河野氏一族と家臣以外に実効性はなく、記載内容は実態と合わないことを述べている。これに対して、西尾和美氏の論稿「高野参詣と上洛」（『高野山上蔵院文書の研究』）では、この宿坊証文には河野氏の復権・再興を図る意図が込められていた可能性が指摘されており、今後さらなる検討が求められるところである。

河野氏宗家の滅亡後も上蔵院と伊予の人々の檀越関係は消滅していない。小早川氏に代わって入部した福島正則、さらに文禄4年（1595）に伊予に領地を得た加藤嘉明は、それぞれ自領内における檀越関係を従前通り確認している。両氏は伊予一国の成敗権を与えられていたわけではないため拝領地の内という限定つきではあるが、河野氏が上蔵院との間で取り結んだ関係が、織豊期そして近世まで継承されたことが判明する。

金剛三昧院には、表紙に「安政三丙辰載 松山侯勤向記録 上蔵院問雅」と書かれた冊子が現存しており、そこには安政3年（1856）の松山藩主松平勝善の死去に際して上蔵院が差し出した書状や、文久3年（1863）の藩主松平勝成の上洛にあたり上蔵院が旅中安全の祈祷を行なったことを示す史料などが収録されている。高野山上蔵院と伊予との関係は、近世を通じて緊密なものであったことがうかがわれる所以である。

7. 高野山参詣と四国遍路

16世紀は四国遍路が大衆化していく大きな画期である。それまでは一部の修行僧のものであった四国廻国修行に在家の俗人が加わるようになり、いわゆる四国遍路の札所巡礼が成立していく。それを示す遍路落書や巡礼札が各地で検出されており、伊予国内でも49番札所となる浄土寺に大永年間の落書が残るほか、51番石手寺の護摩堂に永禄13年（1570）の落書が認められる。

上蔵院と伊予の大名・領主との関係が深まるのは、四国遍路が大衆化するのと時期的に重なっている。しかしながら、上蔵院文書からは四国遍路に関連する情報を導きだすことはできない。これをどう考えればよいのであろうか。

注意されなければならないのは、高野山参詣と四国遍路の間の巡礼構造上の差異である。八十八ヶ所を終えて高野山へ登るという形が現在は認められるが、これは明治期までは認められず、高野山の朱印をトップに使える仕組みが成立するのは大正期になってからと推測されている（内田九州男「コメント：四国遍路研究の立場から」『巡礼と救済—四国遍路と世界の巡礼— 公開シンポジウム・研究集会プロシーディングズ』2007年）。四国遍路と高野山参詣では、巡礼者の行動様式に原理的な違いがあったと考えられるのである。

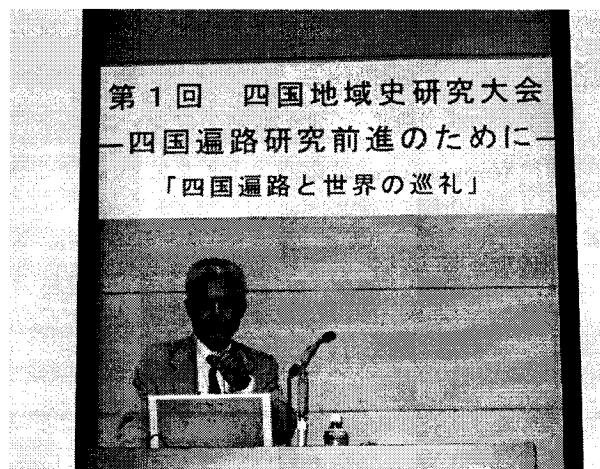
この違いは、回遊型（複数聖地型）の巡礼と往復型（単一聖地型）の巡礼として類型化する試みが示されている。四国遍路が前者、高野山参詣は後者ということになろう。小嶋博巳氏は巡礼を聖地を前提に考える態度を見直す必要を指摘し、聖地の求心力に対して遍歴の遠心力への注目を提起した（「六十六部廻国とその巡礼地」『四国遍路と世界の巡礼 平成16年度愛媛大学国際シンポジウムプロシーディングズ』2004年）。これは四国遍路を考える上で示唆的である。ここからは、日本の巡礼における求心力の弱さをどうみるかという問題が浮上する。例えば、ヨーロッパでは地方の諸聖地をローマ教皇が上から繋げたり、多神教化の危険を予防するために儀礼化や統制が加えられたという。これに対し、四国遍路などでは求心的な編成原理は希薄であり、高野聖たちが大師信仰によって各地の聖地を結び付けたとはいえ、そこに高野山の指導性は明瞭でない。

但し、日本でも目的地への往復を基本パターンとする寺社参詣では、寺社による相応の関与が認められる。

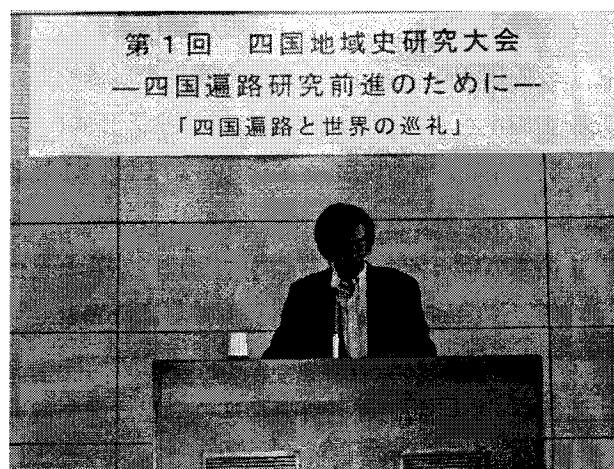
熊野詣や伊勢参りの場合は、先達・御師の指導による編成・統制がなされていたことが知られている。高野山参詣については応永21年（1414）2月22日の高野山禁制案が残されており、四国遍路の大衆化以前、高野山参詣は既にかなり広がりを見せていたことが分かる（『大日本古文書 家わけ第一 高野山文書之一』）。ここには、「当山参詣之輩、或任往古之由緒、或隨當寺之所縁、可有寄宿之處、於國々宿々、廻秘計引旅人之條、背寺家之徒者也」と記され、特に備前国三石関所にて九州・中国よりの参詣人を賄賂で誘引する動きが問題視されている。高野山側は、参詔人を誘引する者は重科に処すと定めるともに、旅人に対しても由緒・所縁により寄宿すべきことを求めるのである。参詔人の増加は高野僧による積極的な働きかけ・組織化によるものと考えられるが、それが様々な軋轢を生み出していたことが知られる。高野僧たちは、こうした事態に対処して統制を図るとともに、諸国における活動の保証を得るために、交通路や地方都市の管理を担当する地域権力（その中心的な存在は諸国の守護であったろう）との関係を深める必要が高まっていたと思われる。

前述したように、15世紀半ば、室町幕府—守護体制が変質し、地域権力の自立性が拡大する中で、高野山と諸国の地域権力が結びつきを深めていくと考えられる。高野山は諸国の地域権力に積極的に接近し、地域権力を師檀関係に組織して経済的に依存する仕組みを確立していった。上藏院文書を読むと、伊予からの高野山参詔が守護河野氏の国成敗権による統制をうける形で整序されていたことが判明する。諸国の守護を中心とする戦国期の地域権力秩序のあり方に対応する形で、寺社参詔のシステムが整えられていったのである。

これに対して、高野山の関与が希薄な四国遍路の場合には、地域権力による統制の動きも見出せない。高野山や地域権力が遍路規制の法令や対策を打ち出すのは近世に入ってからであろう。高野山参詔の隆盛と四国遍路の大衆化は同じ戦国期に見られる現象であるにもかかわらず、そのメカニズムには少なからざる差異があったと考えられる。不明な部分の多い高野聖の活動も含めて、今後さらなる検討が望まれるところである。



小松 勝記氏報告



川岡 勉氏報告